

「第43回全国中学生人権作文コンテスト」秋田県大会実施要領

1 名 称

「第43回全国中学生人権作文コンテスト」秋田県大会

2 主 催

秋田地方法務局、秋田県人権擁護委員連合会及び秋田県人権啓発活動ネットワーク協議会

3 共 催

秋田魁新報社

4 後 援

秋田県教育委員会、秋田県PTA連合会、秋田県小・中学校長会、NHK秋田放送局、ABS秋田放送、AKT秋田テレビ、AAB秋田朝日放送、エフエム秋田及びブラウブリッツ秋田

5 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を広く一般に周知広報することによって、地域社会に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

6 応募規定

(1) 対象

秋田県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとする。

(3) 応募原稿の枚数

ア 学校名、学年、氏名及び題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音

テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならない。

イ 学校名、学年、氏名（ふりがな）及び題名を原稿用紙の1枚目右端欄外に明記する。

(4) その他

ア 応募は一人1作品とする。

イ 学校ごとに作品を取りまとめて、作文の原本に別紙1「『第43回全国中学生人権作文コンテスト』秋田県大会応募作品送付書」（以下「送付書」という。）を添付して提出する。

7 応募期限及び提出先

令和6年8月30日（金）までに、後記各地区人権擁護委員協議会（以下「各地区協議会」という。）に提出する。

8 予選及び推薦

秋田地方法務局人権擁護課、管内支局及び各地区協議会で定めた審査員により地区予選を行い、代表作品を次のとおり秋田県大会に推薦する。

(1) 推薦基準

代表作品数は、各地区協議会における応募総数に応じて、次のとおりとする。

500編未満の場合	5編
500編以上 700編未満の場合	6編
700編以上 900編未満の場合	7編
900編以上1, 100編未満の場合	8編
1, 100編以上1, 300編未満の場合	9編
1, 300編以上1, 500編未満の場合	10編
1, 500編以上	11編

(2) 推薦方法

各地区協議会は、代表作品の原本に別紙2「第43回全国中学生人権作文コンテスト」秋田県大会推薦作品一覧表」を添付して推薦する。

(3) 推薦期限

令和6年9月12日（木）

9 秋田県大会審査会

上記8に基づき各地区協議会から推薦された代表作品について、秋田県大会と

しての審査を次のとおり行い、表彰する。

審査員（予定）

秋田市立新屋図書館 伊藤 一 氏

秋田魁新報社

秋田県教育委員会

秋田県人権擁護委員連合会長

秋田県人権擁護委員連合会子ども人権委員長

秋田地方法務局長

秋田県人権擁護委員連合会長が指名した審査員 2 名

10 表彰等

(1) 入賞発表の日（予定）

令和6年10月11日（金）

(2) 表彰（予定）

ア 最優秀賞（4編）

秋田地方法務局長賞

秋田県人権擁護委員連合会長賞

秋田県教育委員会教育長賞

秋田魁新報社賞

イ 優秀賞（9編）

秋田県人権擁護委員連合会子ども人権委員長賞

秋田県小・中学校長会賞

秋田県PTA連合会賞

NHK秋田放送局賞

ABS秋田放送賞

AKT秋田テレビ賞

AA B秋田朝日放送賞

エフエム秋田賞

ブラウブリッツ秋田賞

ウ 奨励賞（若干編）

(3) 副賞等（予定）

上記(2)の各賞受賞者に対して記念品を贈呈するほか、応募者全員に参加賞を贈呈するので、応募者については、各応募校において把握する。

(4) 感謝状

多数の生徒から連年の応募があるなど、感謝状を贈呈する相当の理由がある

と認められる学校に対して、主催者から感謝状を贈呈する。

(5) 表彰式（こども人権デーの集い）（予定）

最優秀賞の作品について表彰式及び作品の発表会を実施する。

表彰日 令和6年11月12日（火）

場 所 能代市立能代南中学校

11 その他

- (1) 応募作品は、返却しない。
- (2) 応募作品は、未発表のものに限る。
- (3) 生成AIを利用して作成したものを自己の作品として提出した場合は、審査の対象とならない。
- (4) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとする。
- (5) 入賞作品については、応募者の学校名、学年及び氏名（下記(7)の場合を除く）並びに作品の内容を公表し、「秋田県大会作品集」（冊子）に収録して県内小中学校及び関係機関に配布するとともに、秋田地方法務局ホームページ、報道機関及びインターネット等で公表し、人権啓発活動に活用する。また、当該公表作品について、法務省以外の第三者による刊行物への掲載を許可することがある。
- (6) 上記(5)について、地方公共団体等の広報紙や学校の教材等への転載を許可する場合も含め、改めて本人の承諾を求めることはしないので、作品の公表を望まない場合は、あらかじめ申し出ること。
- (7) 最優秀賞を受賞した作品の中から、法務省及び全国人権擁護委員連合会が主催する「第43回全国中学生人権作文コンテスト」実施要領7(1)の推薦基準に従い、代表作品を中央大会に推薦する。
- (8) 作品の公表に当たって、応募者が希望する場合は、「氏名」、「学年・氏名」又は「学校名・学年・氏名」を匿名として公表する。
- (9) 本要領に定めのない事項について必要と認めるものは、各地区協議会において適宜定めて実施するものとする。

《作品の送付先》

秋田人権擁護委員協議会

〒010-0951 秋田市山王七丁目1番3号

秋田地方法務局人権擁護課内 TEL 018-862-1443

能代人権擁護委員協議会

〒016-0803 能代市大町5番36号

秋田地方法務局能代支局内 TEL 0185-54-4111

本荘人権擁護委員協議会

〒015-0874 由利本荘市給人町17番

秋田地方法務局本荘支局内 TEL 0184-22-1200

大館人権擁護委員協議会

〒017-0804 大館市柄沢字狐台7番地73

秋田地方法務局大館支局内 TEL 0186-42-6514

大曲人権擁護委員協議会

〒014-0034 大仙市大曲住吉町1番45号

秋田地方法務局大曲支局内 TEL 0187-63-2100

「第 4 3 回全国中学生人権作文コンテスト」秋田県大会
応 募 作 品 送 付 書

(学校名)

1. 応募作品送付数 編

2. 校内応募生徒数 人

3. 生徒総数 人

- (注) 1. 応募作品送付数欄には、各地区協議会へ提出した応募作品数を記入してください。
2. 校内応募生徒数欄には、作文を書いた生徒数(各地区協議会提出分を含む)を記入してください。
3. 生徒総数欄には、全校生徒数を記入してください。

「第43回全国中学生人権作文コンテスト」秋田県大会推薦作品一覧表

〇〇協議会

種別	学校名	学年	学級	ふりがな 氏名	応募作品タイトル（作文）	備考
県大会推薦作品 （編）						

※ 学校名及び氏名は正確に記載願います。